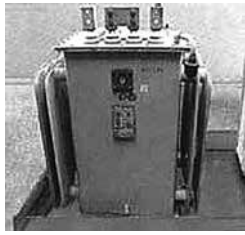


■ P C B 廃棄物の処理について

○ 概 要

P C B（ポリ塩化ビフェニル）とは、電気機器用の絶縁油などに使用されていましたが、カネミ油症事件が発生するなど、人体や環境に悪影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質です。

P C Bを含む機器については、P C B特別措置法に基づき、届出や期限内の処理が義務付けられており、県内のP C B廃棄物の処分が進められています。



変圧器



コンデンサー



安定器

○ 保管等の届出

県内の保管事業者は、P C B特別措置法に基づき、毎年度6月末までに前年度のP C B廃棄物の保管及び処分の状況を香川県知事（高松市にあっては高松市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

○ 保管方法

P C B廃棄物が適正に処分されるまでの間、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守してP C Bの漏えい等が生じないようにするとともに、紛失したり、P C B廃棄物でないものとして処分したりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理のもと、適正に保管しなければなりません。

なお、P C B廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則禁止されています。

○ 期限内の処分

P C B廃棄物を次の期限までに処分又は処分委託しなければなりません。使用中の機器についても、この期限までに使用を廃止して処分する必要があります。

これらの機器を期限内に処分しない場合は、行政からの命令や重い罰則が科せられることがあります。

P C B 廃棄物の種類		処分期限
高濃度 P C B 廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等	処分期間終了
	安定器及び汚染物等	処分期間終了
低濃度 P C B 廃棄物		令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

- 処分期間を過ぎた P C B 廃棄物が新たに発見された場合は、速やかに担当課（68ページ参照）に連絡し、指示を受けてください。

※低濃度 P C B 廃棄物について

昭和47年（1972年）に P C B の製造が禁止され、P C B を使用した電気機器等も製造されなくなりましたが、P C B を使用していないとされる変圧器などの電気機器等の中には、再生油の使用等が原因で、微量の P C B に汚染された絶縁油を含むものが数多く存在することが明らかとなっています。

変圧器などの電気機器等を廃棄しようとする場合には、メーカーなどに対し P C B 汚染の可能性の有無について確認を行い、当該電気機器等が微量の P C B に汚染されているおそれがある場合には、速やかに絶縁油中の P C B 濃度の分析を行い、低濃度 P C B 廃棄物に該当するか否かを確認してください。ただし、コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器等であって高濃度 P C B 廃棄物でないことが確実な場合、P C B 濃度の分析をしなくても低濃度 P C B 廃棄物とみなすことができます。

○ 処分方法

P C B 廃棄物の処分は、許可を有する事業者に委託しなければなりません。

なお、P C B 廃棄物の収集運搬に当たっては、当該廃棄物が飛散及び流出しないよう、廃棄物処理法その他の関係法令、収集運搬ガイドライン等を遵守して安全かつ効率的な収集運搬を行わなければならないこととなっています。

P C B 廃棄物の種類	処分業者
低濃度 P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事等による低濃度 P C B 廃棄物に係る処分業の許可を受けた者 ・ 環境大臣による無害化処理認定を受けた者 ※詳しくは次の環境省のページをご参照ください。 https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

■ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)について

自動車（軽四輪自動車を含む。）の所有者・使用者は、自動車を廃棄する場合は、この法律に従わなければなりません。

○ 自動車所有者の注意点

- ① 廃棄する自動車（正しくは「使用済自動車」と言います。）の処分等（買取・回収も含みます。）を依頼する相手は、自動車リサイクル法の「引取業登録業者」でなければなりません。

相手に「登録通知書」（許可証のようなもの）を見せてもらうなどにより確認してください。

- ② 使用済自動車を引渡す際には「使用済自動車として引渡すものであること。」を伝え、自動車と引換えに「引取証明書」を受領してください。（リサイクル券がない場合は、後からになります。）

○ 引取業者の注意点

- ① 使用済自動車の引取依頼を受けた場合は、事前に、対象車のリサイクル料金の預託確認を行わねばなりません。

- ② 使用済自動車を引取りに行った際は、装備品確認を行い、リサイクル券のB券に記入、押印し「引取証明書」を作成し、自動車所有者に交付します。

- ③ 使用済自動車を引取り、カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認し、含まれている場合は「フロン類回収業者」へ、含まれていない場合は「解体業者」へ引渡します。

- ④ 引取ったその日のうちに、電子マネーフレストシステムで「引取報告」を行います。

- ⑤ 同様に、引渡したその日のうちに「引渡報告」を行います。

券面に記載されている車両のリサイクル料金が預託されていることを資金管理人が証明する書面

①

②

③

④

注) 上記内容は変更される場合があります。

■ 産業廃棄物処理実績報告等について

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、香川県産業廃棄物処理等指導要綱の規定に基づき、前年度の産業廃棄物の処理実績を当該年度の6月30日までに知事に提出しなければなりません。

1 産業廃棄物処理施設設置者としての報告

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（4月～3月）の処理実績を記載した産業廃棄物処理実績報告書を、6月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

2 産業廃棄物処理業者としての報告

産業廃棄物収集・運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（4月～3月）の処理実績を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬（処分）実績報告書を、6月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

香川県産業廃棄物処理等指導要綱

第6章 報告

第25条 許可施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに様式13号による報告書を、知事に提出しなければならない。

2 処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式15号による報告書を知事に提出しなければならない。

産業廃棄物処理実績報告書（様式第13号）

最終処分場現況報告書（様式第13号（別紙））

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（様式第15号 その1）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第15号 その2）

（高松市産業廃棄物処理等指導要綱第19条にも同じ内容を定めています。）

産業廃棄物処理実績報告書 (年度)

年 月 日

香川県知事
(高松市長)

殿

報告者

住所
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

実績あり

実績なし いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t・m ³)		処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m ³)			電話番号
	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
合 計						

注 1. この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
 2. 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
 3. 最終処分場にあつては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

最終処分場現況報告書

年 月 日

殿

報告者

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

年度の最終処分場の現況について、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場 管理型最終処分場
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	届出年月日 年 月 日 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
埋立面積 ※ 1	m ²
埋立容量 ※ 2	m ³
残余容量 ※ 3	約 m ³
残余年数 ※ 4	約 年 ヲ月（ 年度末現在）
備 考	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

（日本産業規格 A列4番）

注 ※1 許可（届出）面積を記入して下さい。

※2 許可（届出）容量を記入して下さい。

※3、4 報告年の3月31日における埋立地の残余容量及び残余年数を記入してください。

この報告書には、報告年の3月31日における最終処分場の現況平面図、横断図及び縦断図を添付して下さい。

様式第15号 その2 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 (年度)

年 月 日

香川県知事
(高松市長)

殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

実績あり

実績なし いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者 (排出事業者又は処分業者)		処分年月日		処分年月日		処分年月日		許可番号		引 き 渡 し た 者	
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (t・m ³)	処分方法	処分量 (t・m ³)	処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)		
											住	所
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類												

(日本産業規格 A列4番)

『産業廃棄物の処理実績報告書』【記載例】

例1：産業廃棄物の焼却施設（廃プラスチック類と木くずの混焼炉）で年間300 tの廃プラスチック類と年間200 tの木くずを焼却処分し、これにより生じた燃え殻5 tについては、自ら運搬し、処分業者Bの管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地		電話番号	
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）	処理後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）	
	A 廃プラスチック類 300 t	A 木くず 200 t	A 燃え殻 5 t
産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設（混焼炉）			処理方法 自ら運搬し、処分業者Bの管理型最終処分場において埋立処分
			処分量 5 t

例2：年間500 tの廃プラスチック類を焼却処分し、これにより生じた燃え殻5 tについては、自社管理型最終処分場において埋立処分した。また、年間500 tの汚泥については、そのまま自社管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地		電話番号	
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）	処理後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）	
	A 廃プラスチック類 500 t	A 汚泥 500 t	A 燃え殻 5 t
産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設			処理方法 自社管理型最終処分場において埋立処分
管理型最終処分場			処分量 5 t

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

香川県知事

殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種		電話番号				
事業場の所在地		電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1								
2								
3								
4								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（〇〇年度）

〇〇年6月30日

香川県知事
（高松市長）

殿

報告者

原則トン単位で記入してください。ただしm³表記がしやすい場合はm³表示も認めます。

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成29年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

日本標準産業分類の中分類から該当する業種名を記入してください。

業種 〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇株式会社 〇〇工場

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇町〇〇〇番地

事業場の番号	事業場の名称	事業場の所在地	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥		〇〇	〇〇	〇〇運輸(株)	〇〇県〇〇市〇〇町		000000000000	〇〇(株)	
2	廃プラスチック類		〇〇	〇〇	自社運搬	〇〇県〇〇市〇〇町				
3					(株)△□運輸	〇〇県〇〇市〇〇町		000000000000	△〇〇(株)	
4										

積替えにより、運搬受託者が途中で変わる場合は、すべてを記載してください。

運搬受託者の住所ではなく、運搬目的地の住所です。

処分場所の住所が、運搬先の住所と異なる場合に記入してください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。また、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

■ 毎年度の報告が必要な書類について

産業廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理法、香川県産業廃棄物処理等指導要綱などの規定により、毎年度の報告が必要な書類が定められています。

それぞれの提出期限までに、香川県知事又は高松市長に書類を提出してください。

(提出窓口)

香川県循環型社会推進課（〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 電話087-832-3226）

* 高松市内の廃棄物に関する報告書類は、高松市環境指導課が提出窓口となります。

書類名	対象者	提出期限	様式
産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業場でマニフェストを交付している全ての事業者(電子マニフェスト情報は報告不要)	毎年 6月30日	法様式第3号
産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第2号の8
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第2号の9
特別管理産業廃棄物処理計画書	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第2号の13
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第2号の14
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	特定産業廃棄物最終処分場の設置者	毎年 10月31日	法様式第21号
産業廃棄物処理実績報告書	法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号
最終処分場現況報告書	法第15条第1項に規定する最終処分場を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号(別紙)
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号 その1
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号 その2
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	P C B廃棄物の保管事業者及び高濃度P C B使用製品の所有事業者	毎年 6月30日	P C B特別措置法 様式第1号